

# 牛久市分別収集計画

令和元年 6月 1日

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ最終処分場を持たない本市においては、一般廃棄物排出の抑制を図らなければならない厳しい状況となっている。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、法という。）」第8条に基づいて、一般廃棄物の多くを占める容器包装を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき牛久市の方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源物の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たり基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・ 容器包装廃棄物のリサイクルを含めたごみ減量の推進

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4. 対象品目

本計画では容器包装廃棄物のうち、次のものを対象とする。

当市の容器包装廃棄物 (令和元年4月現在)	スチール製容器、アルミ製容器、 ガラス製容器(無色、茶色、その他)、 飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、 ペットボトル、プラスチック製容器包装(白色発泡系)
--------------------------	--

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込（法8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	1,527t	1,529t	1,531t	1,533t	1,535t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

### （法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互の協力・連携を図る。

- ・分別収集に当たり、徹底した分別が行われるよう広報紙やイベント会場でのPRを行い市民、事業者のごみ処理に対する意識の向上を目指す。

- ・環境教育、啓発活動の充実

小学4年生を対象としたクリーンセンター見学会を通し、3Rの重要性、とくに「リデュース」のごみにしないことの大切さを学んで頂き、排出の抑制、啓発活動を推進する。

- ・過剰包装の抑制

簡易包装等エコショップ認定制度や、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・販売包装の有料化、買い物袋の持参の協力

レジ袋無料配布中止店舗の拡大及び買い物袋の持参の啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での小売包装の抑制を行う。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の推進。
- ・職員に対して市職員指定作業着をペットボトル再生品で貸与している他、市の消耗品は再生商品を多く採用していることから、今後も再生品の使用を継続する。

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民協力度、牛久市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器（無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器）	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	牛乳パック類

の(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	牛乳パック類・段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	84 t		85 t		85 t		85 t		85 t	
主としてアルミ製の容器	122 t		122 t		123 t		123 t		123 t	
無色のガラス製容器	(合計) 175 t		(合計) 175 t		(合計) 175 t		(合計) 176 t		(合計) 176 t	
	(引渡) 175 t	(独自) 0 t	(引渡) 175 t	(独自) 0 t	(引渡) 175 t	(独自) 0 t	(引渡) 176 t	(独自) 0 t	(引渡) 176 t	(独自) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 133 t		(合計) 133 t		(合計) 133 t		(合計) 133 t		(合計) 134 t	
	(引渡) 133 t	(独自) 0 t	(引渡) 133 t	(独自) 0 t	(引渡) 133 t	(独自) 0 t	(引渡) 133 t	(独自) 0 t	(引渡) 134 t	(独自) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 74 t		(合計) 74 t		(合計) 74 t		(合計) 74 t		(合計) 74 t	
	(引渡) 74 t	(独自) 0 t	(引渡) 74 t	(独自) 0 t	(引渡) 74 t	(独自) 0 t	(引渡) 74 t	(独自) 0 t	(引渡) 74 t	(独自) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	22 t		22 t		22 t		22 t		22 t	
主として段ボール製の容器	739 t		740 t		741 t		742 t		743 t	

主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 163 t		(合計) 163 t		(合計) 164 t		(合計) 164 t		(合計) 164 t	
	(引渡) 163 t	(独自) 0 t	(引渡) 163 t	(独自) 0 t	(引渡) 164 t	(独自) 0 t	(引渡) 164 t	(独自) 0 t	(引渡) 164 t	(独自) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 14 t	(引渡) 0 t	(独自) 14 t	(引渡) 0 t	(独自) 14 t	(引渡) 0 t	(独自) 14 t	(引渡) 0 t	(独自) 14 t
(うち白色トレイ)	(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 14 t	(引渡) 0 t	(独自) 14 t	(引渡) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 14 t	(引渡) 0 t	(独自) 14 t	(引渡) 0 t

### 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の積算方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝直近年度の分別基準適合物の収集実績×人口変動率  
また、人口変動率は、次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
85,187 人 (対前年度比)	85,298 人 (対前年度比)	85,409 人 (対前年度比)	85,520 人 (対前年度比)	85,631 人 (対前年度比)
100.13%	100.13%	100.13%	100.13%	100.13%

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、行政区や子供会の集団回収による容器包装廃棄物の分別収集については、ひき続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による 定期回収	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類	委託業者による 定期回収及び指 定日回収	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック類	委託業者による 定期回収及び指 定日回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 定期回収	市
	白色発泡系	白色発泡系	委託業者による 定期回収	市

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

びん・缶・ペットボトルについては、資源化施設において選別・圧縮し、保管する。

段ボール製容器包装及びその他の紙製容器包装については、リサイクル事業で使用している民間施設にて、選別・保管を実施する。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別 の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	エコバッグ	パッカー車	資源化施設(選別・保 管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容 器	ビン類	エコバッグ	パッカー車	資源化施設(選別・保 管施設)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製 容器				
飲料用紙製容器	牛乳パック類	紐で縛る	平ボデー車	民間業者のストックヤード

段ボール	段ボール	紐で縛る	平ボデー車	
その他の紙製容器	紙類	紐で縛る又は紙袋に入れる	平ボデー車	
ペットボトル	ペットボトル	エコバッグ	パッカー車	資源化施設(選別・保管施設)
白色発砲スチロール製トレイ	白色トレイ	指定袋(白色トレイ・白色発砲スチロール専用)	パッカー車	資源化施設(保管施設)

## 1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を適宜設置し推進体制を整備する。
- ・行政区等市民団体によるリサイクル活動・集団回収をなおいっそう促進するため、補助金の交付、回収機材の貸与等の支援を継続して行う。